

# 横浜事件 再審裁判を 支援する会

## 最高裁、「棄却」を決定

### 憲法を骨抜きにする形式論・手続き論

さる三月一四日、最高裁は再審請求の特別抗告に対し「棄却」を決定しました。横浜地裁に再審請求を行

ってから四年八カ月、最高裁に移ってからだけでも二年三カ月を経過してからの、これが「結論」でした。

わずか一千字たらずの最高裁「棄却」の「論理」は、次のようなものでした。

- ①旧刑事訴訟法、下での再審請求事件には、刑訴応急措置法が適用される。
- ②応急措置法では、「憲法判断」に関するものに限り、最高裁への特別抗告が認められる。
- ③ところが本件での原決定（東京高裁）は「憲法判断」を行っていない。
- ④したがって、応急措置法の「抗

告の理由」に該当しない。——よって、棄却。

まさに、形式的な手続き論のみに終始した「決定」でした。

しかし、この形式論の背後には重大な問題が隠されています。ご記憶のように、横浜地裁は一件記録の不存在を第一の理由に棄却を決定しましたが、あわせて裁判所みずから書類を焼却湮滅したことを認めました。つまり、みずから記録を湮滅しておいて、記録がないから再審請求は受けつけられない、とい



**No.17**  
1991.5.5  
[事務局]  
〒101  
東京都千代田区猿樂町  
1-4-8  
松村ビル402  
☎03-3291-8066

ったわけですが。これはまさに、国家機関自身による「裁判を受ける権利」(憲法32条)の侵害・剝奪というほかありません。

そこで東京高裁への即時抗告の第一の理由には、この「憲法違反」が掲げられました。ところが高裁は、この重大な点について「一件記録が存在しなくなった原因は、ともあれ」と不誠実な逃げを打ち、棄却したのでした。

したがって、最高裁に問われていたのは、まさにこの「憲法判断」そのものでした。にもかかわらず最高裁は、高裁決定の中に「憲法」の二文字がないことを口実に、「憲法判断」を放擲したのです。

残念ながら、これが「憲法の番人」といわれる最高裁のいまの姿です。泥棒に金庫番をゆだねているといっても過言ではないかも知れません。

「いま、裁判を問う」——5月14日の抗議集会のタイトルです。ぜひ、ご参加をお願いします。

# 人権無視の不当決定を行った 腰抜け裁判官に抗議し弾劾しよう！

(申立人) 木村 亨

私たちの横浜事件再審請求は三月一四日付で最高裁が棄却と決定した。右寄り、行政寄り一辺倒の昨今の裁判傾向からみて、今回の人権無視の不当な決定を行った腰抜け裁判官の無礼な措置に対して、私たちは断じて許さない。

しかも彼らの理由にもならない形式論だけのこんな決定なら、一週間か二週間でも出せたはずではないか。それをグラグラと五年間にわたって決定を長びかせた彼らの官僚的・非人間性には一片の良心すらも感じえない。

ただし、この五年間に及ぶ私たちの再審請求の経過を顧みると、彼らからかち取った二つの有効な証言があったことをここで明らかにしておきたい。

その一つは、一審の横浜地裁の決定中で、

「当裁判所の事実調べの結果によれば、太平洋戦争が敗北に終わっ

た直後、米軍の進駐・占領が迫った混乱時に、いわゆる横浜事件関係の事件記録は焼却処分されたことがうかがわれる」という判示を引き出し、初めて権力による証拠湮滅の事実が公然と確認されたこと。

その二には、東京高裁の二審で「一件記録が存在しなくなった原因はともあれ、特高警官の確定有罪判決および各人が作成した口述書などを総合すると、右事件の取り調べを担当した警察官によって、益田直彦だけでなく、請求人らに対しても拷問が行われたのではないか、との疑いを否定し去ることはできない」との判断をかけたことができたこと。

これら二つの有力な証言をもとに、私たちは弁護士とともに今後新たな再審請求の道を研究し、打開の道を拓くこと、さらに今回のような

最高裁の不当な決定に抗議し、弾劾する世論を、国内的にも国際的にも大いに喚起することによって、彼ら

が犯した人権蹂躪の権力犯罪をどこまでも追及し、弾劾しつづけることを誓うものである。

## ごあいさつ

(申立人) 畑中 繁雄

事件の直接被害者(かつて事件の被告とされたわれわれを、より正確に、僕はみずから被害者と呼んでいる)たる僕の手には、最高裁からの「棄却処分」通知が渡ったのは、去る一五日の夕刻であった。それを手にした瞬間、頭にきたのは、「やっぱりそうか」といった、いまでももならない憤りの感慨であった。

かつて自らすすんで再審要請運動発足の起動力となり、爾来、ずっとお世話を辱うしている森川先生ら弁

護人集団の諸先生方や支援する会事務局の方々、そして背後から絶大な支援活動をつづけて下さった「支援する会」のみなさん方に衷心から厚くお礼申し上げる所である。でも、これですべてが終わってしまったわけではなく、むしろ本番はこれからであるかもしれないのである。ここにあらためて、諸方からのいっしょに変わらぬご支援を懇請しながら、今日のところは、ひとまず右お礼のみ一筆。

## 事実は消せない

(申立人) 小林 英三郎

私たちの特別抗告にたいして、最高裁は三月一四日これを棄却する旨通告してきた。せめて事実調べの道

だけでもひらかれるかという期待も裏切られたわけである。棄却の理由を述べた文章は、例に

よって、素人には分かりにくい、まるで木で鼻を括ったような文章だが、要するに、旧刑法の下で行なわれた横浜事件の判決が刑訴応急措置法の適用を受け得ない、というにあるようだ。

私たちの再審請求の動機の一つは、戦時下治安維持法によって、苛烈な人民弾圧が行なわれ、ついには拷問によって無実のことを捏造して、われわれを罪に陥れた事実を抗議し、近ごろのややもすれば「逆コース」に走ろうとする風潮に警告したいことにある。

最高裁の抗告棄却は、私たちの再

## くりかえされた茶番劇 裁判

(申立人) 小野 貞

横浜事件は実体のない謎の事件と目されてきました。私は夫が検挙されてから保釈で帰宅するまで、何の理由でそのようなめに逢っているのか全くわかりませんでした。

昭和二〇年九月、公判があり、家に帰るなり夫は叫びました。「なんだ！あの茶番劇裁判は！執行猶子がなんだ！馬鹿にするな！」

審請求の法的手段の終結を意図するものかも知れない。しかし法も人々の作ったものである以上、私たちの人間的要求の道が全く閉ざされたと考えることはできない。

最高裁をはじめ裁判所の態度には、前記のような戦時中の無法の事実に対する無反省、さらに言えば、これらの事実を歴史上から抹殺しようとの意図さえ感じられる。しかし事實は消すことはできない。私たちは法的その他あらゆる手段をもつて、この事実を訴えつづけなければならぬと思う。

と。憤りの激しさに私は胸をつかれました。

それから四〇年経って、私は遺族として再審請求の仲間に加わりました。長い年月、不当な納得のいかなることの真相を知りたかったのでした。

再審請求以来五年、最高裁に特別抗告後二年三か月を費やして三月一

四日、二審決定が憲法判断をしていないから最高裁では取扱わない、という理由で棄却になりました。

この門前払い決定の直前、最高裁調査官より、昭和二〇年一〇月、勅令によって大赦されていることが判明したが、そのことを知っているか、その場合再審できるかどうかの基本問題についての意見の問合せが検察、原告側双方にありました。一、二審を経て、今更妙な事をきく、と私は思いました。

大赦の通知など受取っていないから知らないし、再審請求と大赦は関係ない、と私たちは返答し、検事意見も、一、二審ですでに受付けているから問題ない、ということでした。

最高裁の棄却決定を見て、やっと、ふにおちない調査官の質問の意図に気づきました。大赦令によつてすでに復権しているのだから、もういいではないか、といわんばかり。

これは四六年前の執行猶予つき有罪の原判決そっくり。同じパターンのゴマ化し決定です。私たちの真の要求をはぐらかし、あくまで正当な公開裁判を排撃しようとしているのです。

第一次再審請求は棄却に終わります。

したが、一、二、三審を体験して、私にとって横浜事件は謎でなくなりました。奇しくも畑中繁雄氏が言いあてられた通り、犯罪者は国家権力であり、私たちは被害者なのです。再審請求によって、はからずも、隠されていた重大な事実が暴かれました。地裁決定という公文書上に裁判所自らの記録焼却の事実を引っ張り出したのです。第二次再審へ向かって、その他数々のてがかりが大いに前進したと思います。

①横浜事件の発端となった泊会議は、原判決には一字の記載もなく、消されてしまった。

②地裁決定によれば、公判前、裁判継続中に一件記録を焼却湮滅した(あえて記録を焼却した理由こそが事件のポイントである)。

③高裁決定では、益田氏以外の事件関係者全員にも拷問があった、と認めた。

④最高裁決定に付随して、大赦令に関係なく再審請求可能なことを検事も認めた。

ここまで来られたのも、皆様の御支援のおかげと存じます。どうも有難うございました。今後よろしくお願い申し上げます。

# 「横浜事件」再審請求の経過と問題点

(弁護士) 森川 金 寿

最高裁第二小法廷は三月一四日付で、主文「本件各抗告を棄却する」との決定をなし、一九八六年七月横浜地方裁判所へ再審請求して以来約五年、最高裁に係属(八八年二月)してからでも二年三カ月で、この再審請求事件(第一次)の一応の最終決定が下された。

「横浜事件再審請求」の特徴——  
拷問・権力による刑事記録焼却

この「横浜事件」というのは、戦時下の昭和十七年『改造』誌八、九月号掲載の政治評論家細川嘉六による論文「世界の動向と日本」が陸軍情報部幹部将校の目にふれ、「共產主義的」論文として治安維持法違反容疑で検挙拘留せられたことに端を発し、他面で同日時頃米国帰りの川田寿夫妻が横浜水上署に検挙拘留され、治維法違反容疑で取り調べを受けている間に、『改造』社『中央公論』社など言論出版界や、満鉄調

査部などの調査研究機関、昭和塾その他に人脈を通じて検挙の手が広がり、神奈川県警特高警察により、検挙者七〇余名(起訴約三三名、獄死またはそれに近い犠牲者五名)という

大量の犠牲者を出した。この間長い歴史をもった『改造』社『中央公論』社は廃業を余儀なくせられたという戦時下最大の言論出版弾圧事件といわれる事件である。この事件は特高警察による残酷苛烈な拷問取り調べによる自白強制が行われたことで有名であるが、また一面、敗戦後占領軍からの犯罪追及を恐れた内務特高官僚が、司法機関と協力して一切の刑事記録を焼却処分してしまったことも大きな特徴である。しかも起訴された被告の大部分は、敗戦直後頃の昭和二〇年九月前後、有罪判決をうけ確定した。一方、特高拷問警官幹部三名は告訴の結果、起訴・裁判され、有罪判決が確定したが、

講和恩赦で下獄を免れた。

横浜事件の被告らのうち、本人や相続人ら九名によって昭和六一(八六)年七月横浜地裁に再審請求がなされ、東京高裁を経て昭和六三年暮、最高裁第二小法廷へ特別抗告がなされた。最高裁での争点は、(一)国家権力(司法機関を含む)による刑事一件記録の焼却処分と憲法問題、(二)拷問による自白強制に伴う憲法問題、(三)判例違反の点である。

以下簡単に一・二審及び最高裁決定を紹介する。

## (一) 第一審横浜地裁

再審請求にあたり最も苦慮したのは、(1) 判決その他一件記録が極めて少ないことであった。請求人九名のうち、

判決書のあるもの 小野康人  
和田喜太郎 益田直彦  
子審終結決定書のあるもの 木

村亨 畑中繁雄

予審請求公訴事実書のあるもの 川田寿

記録皆無のもの 平館利雄 青山 山鉞治 小林英三郎 川田定子

もつとも請求人以外で判決や予審終結決定など若干はあるがそれも少ない。しかも右のうち和田喜太郎の判決は、請求書提出時にはなく、裁判所から横浜刑務所に照会して取り寄せて貰ったものである。なお益田直彦判決は検察庁保存から新たに発見された。

弁護士側では、この判決謄本の添付を補うために、一方では検察庁法務省(のち最高裁も追加)、米国政府にまでその所在を問い合せるほか、弁護団請求人協力の下に、現存する横浜事件被告の判決、予審終結決定、公訴事実の記載などを比較対照して各請求人について「有罪判決」原本を復元するという作業を行いこれを判決謄本に代えるという異例な手段をとったりした。

(2) 新規明白性の証拠として提出したものは、

特高拷問警官幹部三名に対する確定有罪判決(特別公務員暴行傷害罪)である。これはおそらくこの種治安維持法違反事件関係では唯一ともい

うべき有力な証拠と思われる。もちろんこの外にも特高警察官共同告訴のさいの三三名による「口述書」その他資料多数を提出した。なおこの有罪確定判決は旧刑事訴訟法四八五条七号にいう「職務犯罪」を犯した者の場合に当たる有力な証拠であると主張した。

(3) 横浜地裁決定(昭和六三年三月二八日)は、たとえば木村亨請求人について、

1 原判決謄本の添付がないうえ、訴訟記録が裁判所や検察庁に保存されていないことを指摘したうえ、これに関連して次のように判断している。

「当裁判所の事実調べの結果によれば、太平洋戦争が敗戦に終わった直後の米国軍の進駐が迫った混乱時に、いわゆる横浜事件関係の事件記録は焼却処分されたことが伺われる」。

とにかく記録資料が存在しないために弁護人提出の「復元判決書」記載の事実についても判断できない。また原判決当時の裁判官についても「当裁判所は試みに原判決の関与者と思われる元判事若尾元の証人尋問を行ったが、当時の被告人の氏名も覚えていない有様で、なら得ると

昭和六三年(一)第一二四号、同第一二六号、同第一二七号、同第一二八号、同第一二九号、同第一三〇号

決 定

申立人 小野 貞  
(亡小野康人の妻) 畑中繁雄  
申立人 川田定子  
申立人 平館利雄  
申立人

(亡川田壽の妻) 川田定子  
申立人 木村 亨

右の者らからの各再審請求事件について、昭和六三年一月二六日東京高等裁判所がした即時抗告棄却の各決定に対し、申立人らから特別抗告の申立てがあったので、当裁判所は、検察官の意見を聴いた上、次のとおり決定する。

主 文  
本件各抗告を棄却する。

理 由  
本件各抗告の趣意第一点は、憲法第一三条、三一一条、三二条違反を主張する。ところで、本件は、旧刑事訴訟法の下で言い渡された有罪の確定判決に対する再審請求事件

であり、刑事訴訟法二条により旧刑事訴訟法及び刑訴応急措置法が適用され、原決定に対する不服申立てとしては、刑訴応急措置法一八条による特別抗告が認められるが(最高裁昭和三七年(一)第一号同三七年一月三〇日大法廷決定・刑集一六卷一〇号一四六七頁参照)、同条一項は、「その決定又は命令において法律、命令、規則又は処分が憲法に適合するかしないかについてした判断が不当であることを理由とするときに限り、最高裁判所に特に抗告をすることができ」と規定しているところ、原決定は、申立人ら提出の各証拠が、旧刑事訴訟法四八五条六号にいう「有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ニ対シテ無罪ヲ言渡スヘキ明確ナル証拠」に当たるか否かについて判断をしているだけであるから、所論は、刑訴応急措置法一八条の適法な抗告の理由に当たらない。

公務員暴行傷害被告事件の確定判決が、旧刑事訴訟法四八五条六号にいう「有罪ノ言渡ヲ受ケタル者ニ対シテ無罪ヲ言渡スヘキ明確ナル証拠」に当たらないとの原決定の認定判断を論難するものであって、事実誤認及び同号の解釈適用の誤りをいいう単なる法令違反の主張であるから、刑訴応急措置法一八条の適法な抗告の理由に当たらない。

同第三点は、判例違反の主張であり、同第四点は、単なる法令違反、事実誤認の主張であって、いづれも刑訴応急措置法一八条の適法な抗告の理由に当たらない。よって、刑事訴訟法二条、旧刑事訴訟法四六一条一項により、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり決定する。

平成三年三月一四日  
最高裁判所第二小法廷  
裁判長裁判官 香川 保一  
裁判官 藤島 昭  
裁判官 中島敏次郎  
裁判官 木崎 良平



ころはなかった」と。

2 さらに請求人提出の警官三名に  
ついでに確定有罪判決も益田直彦に  
対するもので、「請求人についても  
あてはまるものとは認められない」  
「仮に右拷問があったとしても、そ  
の結果虚偽の自白がなされたことを  
確かめる手段がない」。

3 旧刑事訴訟法四八五条七号の  
「被告事件に付職務に関する罪を犯  
したる」者の中には司法警察官を含  
んでいないし同判決は益田以外の者  
には当てはまらないとした。

そして旧刑事訴訟法四八五条六  
号、七号所定の要件に該当せず再審  
請求の理由がないとして棄却決定を  
した。

なお判決謄本（予審終結決定もあ  
る）が存在する小野康人請求人（妻  
貞請求）についての決定も、判決書  
にあげている被告人の自白が拷問に  
よる虚偽自白であるかどうかは原判  
決の認定の基礎となった捜査資料の内  
容が、訴訟記録がないために判らな  
いとしているほかは前記木村請求人  
と同様である。

(二) **第二審東京高裁決定**（昭和  
六三年二月一六日）

訴訟記録が存在しないことなどの  
理由により一審決定が再審請求を棄

却したのは不当、という点に対し  
て、

1 判決や訴訟記録が存在しなく  
なったことについては、一審決定が  
述べているような「請求人に無関係  
の特殊な事情が介在していたともし  
かがわれる」ので、本件再審請求で  
は判決謄本の添付を欠いているとい  
う「法律上の方式違反の点はさてお  
いて」検討を進めるとしている。

しかし結局、訴訟記録が存在しな  
いため請求人が裁判当時どのような  
供述をしたのか、その具体的内容を  
知ることができないから、本件で証  
拠として提出された訴訟資料と旧資  
料とを総合して「原判決の有罪認定  
に合理的な疑いを抱かせるに足りる  
蓋然性の有無を検討し、再審開始要  
件を具備するか否かを判断するに由  
ない」ものとする。

2 次に特高警察官に対する確定  
有罪判決は、請求人の供述が拷問の  
結果による虚偽の自白であったこと  
の新証拠であるのにこれを認めず、  
再審請求を棄却したのは不当だと  
主張に対し、特高警察官に対する確  
定有罪判決および請求人らが作成し  
た「口述書」などを総合すると、  
「益田直彦に対してだけでなく、請  
求人に対しても拷問が行われたので

はないかとの疑いを否定し去ること  
はできない」「しかし訴訟記録が存  
在せず：旧証拠の内容を知ることが  
できないため」、原判決の有罪認定  
に「合理的な疑いを抱かせるに足り  
る蓋然性があるか否かを判断するに  
由ない」として、結局抗告棄却の決  
定をした。

要するに結局訴訟記録がないから  
判断できないということである。こ  
の点小野請求人に対する決定の中に  
「一件記録のなくなった原因はとも  
あれ」とする判示のくだりがあり、  
これは各請求人に共通の裁判官の考  
え方と見られる。最高裁に対する特  
別抗告のなかで弁護士側が特に強調  
したように、まさにこの点が最大の  
問題なのである。

(三) **最高裁特別抗告**

弁護人は特別抗告理由の冒頭「は  
じめに」の中で、原決定の言ってい  
ることは結局「訴訟記録が存在しな  
いからいかんともしがたい」という  
ことに帰し、それだけのことなら取  
えて高等裁判所の判断を煩わすこと  
もないことであり、原決定の言う  
「記録の存在しなくなった原因はと  
もあれ」との文言の「ともあれ」で  
はすまされないから、この点の責任  
を裁判所に問うているのであり、

「原決定が立ち止まった地点がまさ  
に出発点なのである」ことを強調し  
た。それで憲法違反の主張の冒頭、

1 憲法三二条（裁判をうける権  
利）違反、すなわち原判決は裁判所  
を含む国家機関が協力して「横浜事  
件」関係記録一切を闇に葬り去った  
のであるから、おなじ国家機関の一  
部である現在の裁判所としては、記  
録の不在をもつて判断拒否の理由  
とするのは憲法上許されないこと  
であると主張した。この点について  
は原審高裁の段階でも、一審決定が  
記録がないとして棄却していること  
は、憲法三二条の「裁判をうける権  
利」に対する違反に当たる、と主張  
していたところである。なおこの点  
に関し、その他憲法一三・三一条違  
反もあわせて主張した。

2 第二点としては、原決定は憲  
法三六条（拷問および残酷な刑罰の禁  
止）、三八条（不利益供述の禁止、自  
白の証拠能力）などの規程の解釈を  
誤ったものであると主張した。すな  
わち原決定は各請求人について「拷  
問が行われたのではないかとの疑い  
を否定し去ることはできない」とし  
ていながら、訴訟記録がないから結  
局「原判決に合理的な疑いを抱かせ  
るに足りる蓋然性があるか否かを判

断するに由ない」としている。しかし「拷問が行われた疑い」があるなら、それだけで「有罪認定に合理的な疑いを抱かせる蓋然性」がある場合にあたるものといえないであろうか。この点で前掲憲法の各規定の解釈を誤っているのだと主張した。

3 第三点として判例違反(広島高裁加藤新一再審請求事件 山本久雄再審請求事件)をあげた。両件とも訴訟記録のほとんど存在しない旧刑訴法下の有罪事件であるが(山本事件では広島島の原爆投下による戦災のため消失、加藤事件では「原判決書三通の他、他に記録がないような場合」)、「これら全く請求人に関係のない偶然的事情によって記録のある場合に比し請求人に不当に不利益な結果を招来する事態の発生も考えられ」(加藤事件決定)など人権尊重の立場から審理をすすめ加藤事件ではじつに大正四年から六二年ぶりに再審で無罪判決をかちとった。

#### (四) 最高裁第二小法廷特別抗告決定

(一九九一年三月一日付け)

(1) 前記第一点憲法三二条など違反の主張に対しては、決定は、本件は旧刑訴法下で言い渡された有罪判決に対する再審請求事件だから、特別

抗告が認められるのは「その決定又は命令において憲法に適合するかないかについてした判断が不当であることを理由とするときに限」られるが、原決定は申立人提出の各証拠が旧刑訴法四八五条六号にいう「…無罪を言い渡すべき明確なる証拠」に当たるか否かについて判断しているだけであるから、適法な抗告理由に当たらないとした。しかし前記のように高裁段階でも、弁護人は本件一審決定が「訴訟記録がないから再審開始についての審理が出来ない」としていることは憲法上の裁判を受ける権利を侵害するものであることを主張したのに対し、高裁決定では何らの明示の判断は示していないが、第一審決定と同様記録がないことを理由として審理をすすめることを拒否しているのだから、結局憲法違反ではないとの判断をしたことになる、ということを経最高裁で主張したが、無視された。

(2) 同第二点は憲法三六、三八条違反を主張するが、その実質は益田直彦に対する警察官の拷問の事実を肯定した確定判決が、旧刑訴法四八五条六号にいう「…無罪を言い渡すべき明確なる証拠」に当たらないとの原決定の認定判断を論難するもので

単なる法令違反の主張であるから、適法な抗告理由に当たらない、と。しかし原審東京高裁の決定でもこの特高警官らに対する確定有罪判決によって、請求人らに対して「拷問が行われたのではないかとの疑いを否定し去ることはできない」とまで判示し、ただ記録が存在しないからそれ以上の判断ができないといっているわけである。結局これは拷問的取り調べがあつたことを推定しているに等しいものであり、それは憲法に違反する取り調べであつたことを認定しているのだから、憲法判断をしていることになる、というのが弁護人の主張である。しかし今回の決定は右のようにこの点についても形式手続き論のなかに逃げ込んでしまつた。

(3) 第三点はいとも簡単に、これは判例違反の主張であるから、適法な抗告理由に当たらないとして片付けてしまった。しかし他の事件と違って本件は司法を含む国家権力がその罪証湮滅のために、故意に組織的に訴訟記録を焼却処分してしまったという悪質なケースである。最高裁がその気になれば岩窟王事件や加藤事件のように、再審の道を開くことが出来るはずであり、それは正義にか

ないこそすれ、法の精神に反するものではあるまい。いずれにせよ最高裁はきわめて形式的手続き論一点張り、この戦時下最大の言論出版弾圧事件といわれている歴史的事件の再審請求をいへもなく片付けてしまった。

しかし最高裁がもし一片の誠意、人権意識があれば、吉田岩窟王再審事件や加藤新一翁事件のように、ほとんど訴訟記録がなくても再審開始の方向で下級審に差し戻すことは容易にできるはずである。それにしても、右にあげたような三下り半的な結論を出すために何故に二年余の期間を費やしたのであろうか。横浜事件の支援会からはこの間ひんばんに多数の言論出版関係者その他の人々の署名による要望書を提出して、この事件の歴史的重大性に鑑み「大法廷で審理すること」「口頭弁論を開くこと」「再審開始をすること」などの要望を再三再四くりかえしたが何の反応も見られなかった。なお最終段階になって調査官から提起された「大赦と再審請求」との関係についての問題点は判断されなかった。

# 無理が通れば道理が……

〈申立人〉 川田 定子

春うららとなりました。外は彼岸桜の満開を終って、少しおくれで次の「そめいよしの」が出版を待っています。いかが？ お元気でせうか？ 先日電話でおっしゃった原稿のことお許し下さい。みなさまがりっぱな御執筆を出していらっしやるので、私は机に向かってペンが動きません。

無理が通れば道理ひっこむと申します。去る四月初め裁判所から再審棄却決定の通知を送ってきました。弁護士の方先生方に手をつくして頂いたにもかかわらず、私どもの事件記録がないからといふ一本槍で最高裁は棄却しました。が、横浜事件も有名になってきました。先日テレビのお昼のニュースで木村様のお顔がチラッと出ていました。

六〇名位の食堂のテレビでしたが、私の友人がアツ木村さんだと声をあげました。わたしはウカツにも見すごしましたので何をお話しにないたかを聞きますと、裁判に勝たね

ば死ぬにも死にきれないとおっしゃった由でした。私は団体生活をしていまして、もっとカンパ、署名運動に努力せねばなりませんが入組金がへたで成績が上がりにません。

ビデオ「言論弾圧・横浜事件——証言」を広くみなさんに見て頂いて、好評の由。青銅プロダクションの小島さんにわざわざ白浜までお届け頂き私も何べんも撮影してみました。

だいぶ前のことですが金田様もあの時御一緒にお出頂ければお目にかれましたのに。

もう直ぐ五月です。次の集会の御準備に御多忙と思えます。どうぞお身体をお大事に。

ほんの気持だけです。三万円現金書留にて。集会の準備金にお使い頂ければと思います。みなさまによるしく。

金田様

川田定子

おわりに

(前頁より)

いずれにしても今回の決定で第一次再審請求は一応の結果を見たので、関係者としては今後は新たな再審請求の道(例えば途中で死亡のため手続き中断した二名による再審請求)を検討するほか、この最高裁の不当な決定に対して、国内的国債的に世論を喚起して、あくまでもこの権力犯罪追及を続けて行くことになろう。

この時点でこれまでの横浜事件再審請求の歩みの意義を整理してみると、

1 国家秘密法案などの緊迫事態のもとで本件再審問題を提起したことの社会的意義。

2 新たに三人の判決(和田喜太郎 益田直彦 手島直毅)が発見されたこと。

3 戦後の特高警官幹部に対する有罪確定判決を「新規明確性」の証拠として提出することで、再審請求の狭き門をとまかくも叩くことが出来る道を開いたこと。

4 一審横浜地裁の決定のなかで「当裁判所の事実取り調べの結果によれば、太平洋戦争が敗戦に終わった直後の米国軍の進駐が迫った混乱時に、いわゆる横浜事件関係の事件

記録は焼却処分されたことが窺われる」という判示を引き出し、初めて公的に権力による証拠湮滅事実が確認されたこと。

5 二審東京高裁は「一件記録が存在しなくなった原因はともあれ」としながらも、特高警官の確定有罪判決および各人が作成した口述書などを総合すると、「右事件の取り調べを担当した警察官によって、益田直彦だけでなく、(請求人らに対して)拷問が行われたのではないかとの疑いを否定し去ることはできない」との判断をかつとることができたこと。

などなどであろうか？ これらの点は今後の再審請求について有効な手掛りになろう。

## 入会申込・会費納入先

〒101 千代田区猿樂町1-4-8 松村ビル402

横浜事件・再審裁判を支援する会

☎ 03-3291-8066

〈年会費〉 個人=2000円 団体=5000円

● 郵便振替 東京3-150641

振替用紙に口座番号、金額、氏名、住所など必要事項をご記入のうえ、お振り込みください。

● 銀行振込 富士銀行九段支店  
普通預金口座1478864「横浜事件再審裁判を支援する会」